

株式事務担当責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

平成16年10月1日施行予定の商法改正に伴う上場日の取扱い等について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、各種書類提出等の株式事務につき、多々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、株券不発行制度を導入するための各種法整備の一環として商法の一部が改正されています。このうち、商法第280条の9第1項に規定する、新株の引受人が株主となる日（いわゆる有償増資における新株式の効力発生日）が、現行の「払込期日の翌日」から「払込期日」へと1日前倒しされることとなり、当該改正については、本年10月1日から施行される予定となっています。

このたび、当取引所では、商法改正後の増資新株式の上場日を別紙のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。上場日の取扱いにつきましては、第三者割当増資等の一部の場合を除いて現行と同様の取扱いとなっておりますが、以下の点に御留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 払込期日に新株券を交付する場合

現在、第三者割当増資等については新株券交付日を上場日としており、本年10月以降も払込期日の翌日以降に新株券を交付する場合には同様の取扱いとなりますが、払込期日に新株券を交付する場合には、その翌日上場日とします。これは、上場会社において払込金の入金確認が行われる前に株券が流通することのないようにするためです。なお、払込期日に株券を交付する場合には、払込金の入金確認前に株券を交付することのないよう、十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

2. 新株式の配当起算日について（従来の取扱いが変更となるものではありません。）

発行新株式の追加上場は既上場株式と権利関係（配当起算日）が同一であることが条件となります。具体的には、3月期決算で中間配当制度を導入している上場会社の場合、上半期に発行する新株式の配当起算日は4月1日、下半期に発行する新株式の配当起算日は10月1日としていただく必要があります。

敬 具

（参考）

増資形態毎の上場日の取扱い一覧 … 別紙

《本件のお問合せ先》

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL 052-262-3174

E-mail syoken@nse.or.jp

増資形態毎の上場日の取扱い一覧

1. 既上場会社の有償増資により発行される普通株式の上場日

(下線部分：変更点)

発行日取引の有無	増資形態等	上場区分 (注1)	現 行	平成16年10月1日商法改正後
無	募集 (買取引受)	追加上場	払込期日の翌日	同左 (詳細は「参考」参照)
	募集 (残額引受)	追加上場	新株券交付日	同左 <u>ただし、払込期日に株券交付を行う場合は、払込期日の翌日</u>
	株主割当	追加上場	新株券交付日	同左 <u>ただし、払込期日に株券交付を行う場合は、払込期日の翌日</u>
	第三者割当	追加上場	新株券交付日	同左 <u>ただし、払込期日に株券交付を行う場合は、払込期日の翌日</u>
	第三者割当 (株券不発行の場合)	追加上場	払込期日の翌日	同左
有 (注2) 発行日取引を行うための要件は 末尾をご覧ください。	募集 (買取引受)	新規上場	申込期日から起算して4営業日目 <参考> 売買最終日：全引受人に対する当該新株券交付の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)	同左
		旧株式への 併合	新株券交付日	同左
	募集 (残額引受)	新規上場	申込期日から起算して4営業日目 <参考> 売買最終日：新株券交付日の翌営業日	同左
		旧株式への 併合	売買最終日(新株券交付日の翌営業日)の翌日	同左
	株主割当	新規上場	権利落日 <参考> 売買最終日：新株券交付日の翌営業日	同左
		旧株式への 併合	売買最終日(新株券交付日の翌営業日)の翌日	同左

(注1) 追加上場は既上場株式と権利関係(配当起算日)が同一であることが条件となる。

(注2) 発行日取引の要件

①公募増資の場合

- ・証券取引法に基づく届出の効力が発生していること。
- ・発行新株式数が2,000単位以上であること。
- ・上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと(申込者数が200名以上であること)。
- ・売買期間が5日以上となること。

②株主割当の場合

- ・証券取引法に基づく届出の効力が発生していること。
- ・発行新株式数が4,000単位以上であること。
- ・上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと(申込者数が200名以上であること)。
- ・売買期間が5日以上となること。

2. 転換社債型新株予約権付社債の新規上場日

払込期日の翌営業日を新規上場日とする。(現行どおり)

買取引受による公募増資の上場日等の標準日程（条件決定以降）

（下線部分：変更点）

日 程	現 行	平成 16 年 10 月 1 日商法改正後
X	・ 条件決定	・ 条件決定
X + 1 営業日	・ 申込期間開始日	・ 申込期間開始日
X + 2 営業日		
X + 3 営業日	・ 申込期間最終日	・ 申込期間最終日
X + 4 営業日	・ 機構へ株券を事前預入れ	・ 機構へ株券を事前預入れ
X + 5 営業日		
X + 6 営業日	・ 払込期日	・ 払込期日 ・ <u>新株式の効力発生日</u>
X + 6 営業日 の翌日	・ <u>新株式の効力発生日</u> ・ 追加上場日	・ 追加上場日

（注）株式会社証券保管振替機構における取扱いは、X + 7 営業日に開始となります。